

平成29事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金商業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイトによるリスクアセスメントを踏まえたリスク・ベースでオンサイト先を選定
- オンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像の検証・把握、再発防止策の策定につながるよう根本原因を究明
- 問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促す

昨事務年度の取組み

- ビジネスモデルの分析のみならず、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性に着目して検証
- 対象業者数が多数に及ぶ業態については、取扱商品のリスク分析や外部情報の分析により高リスク業者を抽出

今事務年度の取組方針

- 昨事務年度のモニタリングで得た知見を基礎とし、各社のビジネスモデルの変化に、より注視したオフサイト・モニタリングを実施
- 以下のような状況が把握される場合には、機動的にオンサイト・モニタリングを実施
 - 個別の法令違反事項や業務運営上の内部管理態勢の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況
 - リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

《テーマ別モニタリング事項》

- ◎顧客本位の業務運営の定着状況の検証
 - ◎サイバーセキュリティ対策の十分性の検証
 - ◎高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況の検証
 - ◎マネー・ローンダリング対策(AML)、テロ資金供与対策(CFT)に係る犯罪収益移転防止法の遵守状況等の検証
- ※ 金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にテーマを設定

《規模・業態別の主な検証事項》

- ◎大手証券会社グループ ⇒ 国内外のビジネスの動向、ビジネスモデルの変化とそれを支えるリスク管理及びコンプライアンス態勢の適切性
内部監査やIT戦略の実効性確保を含めたガバナンス機能の有効性
銀証連携における利益相反管理態勢等(3メガ証券会社)
- ◎外国証券会社 ⇒ 国際金融規制の見直し等を受けたグローバル戦略の変更に伴う日本拠点のビジネスモデル・収益構造・リスクの変化
内部管理業務の海外委託等による業務効率化を進める動きがある中での内部管理態勢の実効性
- ◎大手証券会社グループ・外国証券以外の証券会社 ⇒ 顧客層の高齢化が進む中での収益構造の基盤を成すビジネスモデルの変化及びそれを適切に遂行するためのガバナンスの実効性
新たに扱う商品のリスクの所在を十分検証した上での適合性原則を踏まえた適切な勧誘・販売態勢の構築状況
資本構成等に大幅な変更が生じた業者に対しては、それがガバナンス態勢やビジネスモデルに与える影響等
- ◎外国為替証拠金取引業者(FX業者) ⇒ 外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えた投資者保護上の措置の状況
業者自身のリスク管理態勢の整備状況
- ◎投資運用業者 ⇒ 利益相反管理、商品開発プロセス及びファンド組入れ資産の流動性管理等の有効性、運用管理の実効性
- ◎投資助言・代理業者 ⇒ 誤解を生じさせる広告や虚偽説明による勧誘等の有無
- ◎第二種金融商品取引業者 ⇒ 出資対象事業の実態、出資金の運用・管理についての確認状況、誤解を生じさせる広告等の有無
- ◎適格機関投資家等特例業務届出者 ⇒ 出資対象事業の実態、出資金の運用・管理、またはその確認状況
改正金融商品取引法施行日(平成28年3月1日)以降の業務運営状況
- ◎無登録業者 ⇒ 無登録業者に対する禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用

《モニタリング先へのフィードバック》

- ◎証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいはほかに模範となりうる取組み(ベストプラクティス)等について、必要に応じて、金商業者等に対してフィードバックを行い、改善に向けた自主的な取組みを促す。